

写

8 農産第 890 号
令和 8 年 5 月 21 日

各地方農政局生産部長
北海道農政部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 } 殿

(農林水産省* 1) 農産局農業環境対策課長

降ひょうに伴う農作物の被害防止に向けた技術指導の徹底について

令和 8 年 3 月以降、各地で降ひょうによる農作物及び農業用ハウスの被害が発生しているところである。

このため、降ひょうに対応した農作物の被害防止に向けた技術指導については、「農業技術の基本指針(令和 8 年 4 月改定)」(注 1)を踏まえ、下記について各地域の状況に応じた適切な対応が行われるよう〔、貴局管内の都府県に対し〕、技術指導の徹底を図らるたい。

なお、気象庁によると 5 月 19 日公表の 3 か月予報では、本年 6 月から 8 月にかけても暖かい空気に覆われやすいため、気温は全国的に高いと予想されていることから、「高温等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について(令和 8 年 4 月 28 日通知)」(注 2)を踏まえ、高温に対しても留意されたい。

(注 1) 農業技術の基本指針(令和 8 年 4 月改定)

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r8sisin.html

(注 2) 高温等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について
(令和 8 年 4 月 28 日通知)

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/gijyutu_sido.html

施行注意：1.* 1 は、各地方農政局宛ては除く。

2.〔 〕は、各地方農政局宛てのみに記載する。

記

【共通事項】

(熱中症対策)

1. 熱中症対策として、ひょう害対策の作業を行う際には、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取ることに加え、ファン付き作業服、冷却ベスト、暑さ指数計測器、ネッククーラー、深部体温を計測する機器（ウェアラブル端末等）などの熱中症対策アイテムを効果的に活用すること。特に、高齢者は、のどの渇きや暑さを感じにくく、気がつかないうちに熱中症になる可能性があるため、単独での作業を避ける、異常がないか家族や従業員等が定期的に巡回を行うなどの対策を行う。

(チェックリストと農業版BCPの活用)

2. 「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」（農林水産省ホームページ https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html）を活用して、自然災害等のリスクに対する備えの意識を高めるとともに、農作物等の被害防止に向けて事前に必要な対策の実施に努める。

【作目別対策】

1. 野菜

- (1) 被害発生時には、欠株の補植、追肥等を的確に行い、生育の回復に努める。
- (2) 折損した茎葉の除去、気象条件等に留意した適時かつ適切な薬剤散布を行い、病害の発生を防止する。

2. 果樹

- (1) ひょう害の発生しやすい地域においては、多目的防災網を設置するなど、恒常的な対策を講じ、被害の発生を未然に防止する。
- (2) 摘果前に被害を受けた場合には、枝葉の損傷程度に応じてできる限り優良果を残す。
- (3) 摘果後に被害を受けた場合には、一週間程度は樹相を観察した後、枝葉の損傷程度に応じて摘果する。
- (4) いずれの場合においても、今年の生産や翌年の生産への影響を少なくするため、適時かつ適切な薬剤散布等の管理を実施する。

3. 園芸用施設

- (1) 被害発生時には、ハウスに入る前に、燃油、ガス等の臭いがないか、破損したガラスがないか等を確認し、安全を確保する。また、燃料のタンクや配管、暖房機から燃料の漏れがないか、機器が安全に運転可能な状態かを十分に確認する。
- (2) ハウスの破損の点検を行い、必要な補修を行う。